

税関における知的財産権侵害物品の水際取締りについて

東京税関 業務部 総括知的財産調査官 有田直人

1. はじめに

今年、ラグビーワールドカップの試合が日本各地で行われ、桜のジャージを着た我ががブレイブ・ブロッサムズ（日本代表）が世界の強豪相手にベスト8と大躍進し、日本中が熱気に沸き大いに盛り上がったことは記憶に新しいところですが、その盛り上がりに乗じて、日本代表やニュージーランド代表のレプリカユニフォームの模倣品が、日本の税関で差し止められていることは大変残念なことです。

知的財産権侵害物品が流通することにより、権利者が本来得べき利益が逸失されることで経済秩序が混乱したり、販売収益が犯罪組織へ流入したり、消費者の健康や安全に悪影響を与えるといった負の面が指摘されており、我が国の税関では、関税法において、麻薬、覚醒剤、拳銃等のいわゆる「社会悪物品」同様に、知的財産権侵害物品の水際取締りを強化しています。

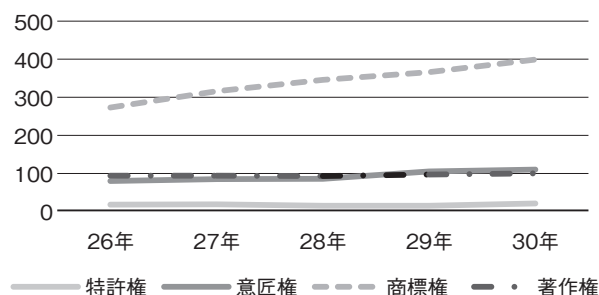
本稿では、本年3月に財務省関税局・税関が発表した平成30年の税関における知的財産権侵害物品の差止状況資料を中心に、税関における輸入差止申立ての状況、知的財産権侵害物品の差止実績、水際取締りに係る権利者との連携・協力、及び最近の取り組みについてご紹介します。

2. 税関における輸入差止申立ての状況

最近の傾向として、特許権、意匠権、商標権、著作権という主要な知的財産権の申立件数は概ね右肩上がりです。税関における水際取締制度が徐々に権利者に浸透され、活用されている状況が分ります。

一番利用されているのが商標権で、401件と全ての申立件数(701件)の5割以上を占めるとともに、

●図1 主な知的財産権の輸入差止申立て件数の推移



	平成26年	27年	28年	29年	30年
特許権	20	21	17	17	23
意匠権	82	87	88	107	112
商標権	275	318	348	368	401
著作権	96	96	95	99	102
合計	473	522	548	591	638

※上記権利以外にも著作権隣接権、育成者権、及び不正競争防止法違反物品に係る申立てがあり、平成30年末においては、上記権利に著作権隣接権60件、育成者権1件、及び不正競争防止法違反物品2件を合わせた合計701件の申立てがある。

毎年、2～30件程度、新規の申立てを受理しています。次いで意匠権の申立てが112件で、全体の16%になっています [図1]。

申立件数では商標権が圧倒的に多いのですが、税関で差し止めた件数と点数を比較してみると、1件あたりの差し止めに対する侵害物品の点数は、意匠権の方が商標権よりも10倍ほど多く差し止められていることが分ります [図2]。

このように、海外の高級ブランドに代表される商標権侵害物品は、近年の越境電子商取引の進展に伴い差止点数の小口化が見受けられますが、意匠権侵害物品にはそのような傾向が見られず、申立人側か